

羽黒台コミュニティ会館 管理・運営規約

(名称及び所在地)

第1条 会館の名称は、羽黒台コミュニティ会館(以下、会館という。)と称し、柏市柏1334-4に設置する。

(目的)

第2条 この規則は、羽黒台町内会に在住する会員の親睦・教養と生活文化の向上及び、健康の増進を図ると共に、ふれあいの輪を広げ、安全・安心な明るい街づくりの場として活用することを目的とする。

- (1) 役員会、班長会、親子会、友の会等、町内会活動
- (2) 高齢者、子供、親子、近所同士のふれあい活動
- (3) 文化教養活動、健康増進活動
- (4) 町会の重要書類・備品などの収納・保管場所
- (5) その他必要とする活動

(運営委員会の設置)

第3条 会館の運営を円滑に行う事に資するため、運営委員会を設置する事とする。運営委員の構成は、町会会長、副会長、会計、友の会会長、親子会会長、婦人部部長等の町内会専門部会とし、町会会長を委員長とする。

(運営委員の任務と運営管理)

第4条 委員は次の任務を行う。

- (1) 委員長は、会館を代表し全体を統括する。
- (2) 運営委員は、会館使用に関する事項について、定期的又は必要の都度、運営委員会を開催し協議連絡を行う。
- (3) 委員長は、運営委員会の協議内容を羽黒台町会班長会へ報告しなければならない。

(使用に関する事項)

第5条 会館の使用に関する事項は、別途定める「羽黒台コミュニティ会館 使用規約」による。

(維持管理費・会計監査)

第6条 会館維持管理費(火災保険料、会館補修及び修理等)は、一般会計より支出

し、会館貸与等による収入は、会館修繕費積立金として一般会計で処理する。また会館の修理及び備品の調達についての1件名あたりの決済基準は次の通りとする。

(1) 金額50万円以下……役員会にて審議決定する。

(2) 金額50万円超過……総会にて審議決定する。

2. その他、羽黒台町会会則第7章資産及び会計に準ずる。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は運営委員会に付議し、運営委員会の承認を経て総会の決議によるものとする。

附 則

(施行期日)

この運営規約は、平成25年5月12日から施行する。